

報 告 ( 1 )

# 水戸市いじめ防止基本方針

平 成 2 6 年 4 月

水 戸 市

(平成 30 年 2 月 1 日改定)

(令和 6 年 2 月 1 日改定)

(令和 8 年 3 月 1 日改定)

# 目 次

第1	市基本方針策定にあたって	
1	いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2	市基本方針策定の目的	1
3	いじめの定義	1
4	いじめの問題の構造的要因	1
5	水戸市におけるいじめの状況	2
6	いじめの防止等のために取り組む姿勢	2
	(1) 学校	
	(2) 教員及び教員以外のスタッフ	
	(3) 児童生徒	
	(4) 家庭	
	(5) 地域住民	
	(6) 市及び教育委員会	
7	いじめを解消するための基本的な姿勢	3
	(1) 学校長	
	(2) 教職員	
第2	いじめの防止等のための対策の内容	
1	いじめの防止等のために教育委員会が実施する施策	4
	(1) 組織の設置	
	(2) いじめの未然防止に関すること	
	(3) いじめの早期発見に関すること	
	(4) いじめ事案への対処に関すること	
2	いじめの防止等のために学校が実施する施策	5
	(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定・見直し	
	(2) いじめの防止等に取り組む組織「学校いじめ防止対策委員会」の設置	
	(3) いじめの未然防止に向けた取組	
	(4) いじめの早期発見に向けた取組	
3	いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携	7
	(1) 犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底	
	(2) 警察との日常的な情報共有体制の構築による連携強化	
	(3) 保護者と学校がともにいじめ防止対策を共有するための普及啓発の推進	
4	いじめの解消について	7
	(1) 「いじめの解消」の定義	
	(2) いじめの解消に向けた取組	
5	重大事態への対処	8
	(1) 重大事態の定義（法第28条第1項）	
	(2) 重大事態が発生した場合の基本的な姿勢	
	(3) 重大事態への対処の流れ	
	(4) 重大事態の国への報告	
第3	その他	
1	取組の評価及び検証	11
	(1) 教育委員会の取組の評価及び検証	
	(2) 学校の取組の評価及び検証	
2	市基本方針の見直し	11

## 第1 市基本方針策定にあたって

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

笑顔にあふれ、安心して生活できる学校を目指して！

み	みんなで話し合い
と	ともに勇気を持ち
し	信頼し合える仲間づくり

### 2 市基本方針策定の目的

市基本方針は、児童生徒に対するいじめの防止等に係る基本理念を定め、市、教育委員会、市立小・中・義務教育学校（以下、「学校」という。）、保護者、地域住民、関係機関等の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめの防止及び解決を図るための基本となる事項を定めることにより、全ての児童生徒が心豊かで安心・安全な生活を送ることができること、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

### 3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〔いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条第1項〕

### 4 いじめの問題の構造的要因

いじめの問題の構造的要因は、子どもを取り巻く環境の中に存在する。いじめの問題に対して、これらの構造的要因を認識して解決に当たることが重要である。

子どもを取り巻く環境においては、少子化や核家族化による親子相互の連帯感の希薄化や、地域社会との関わりの薄さ、集団で遊びや切磋琢磨する経験の減少から、コミュニケーション能力、社会性、規範感覚・意識、思いやりなどの豊かな心が育ちにくいことなども要因として考えられる。

さらに、同調傾向が強くなり他者を排除していじめの対象とする、阻害や排除を恐れていじめに加わる、あるいは、直接に攻撃を加えることはしないが、周辺で囃し立てる、いじめを傍観するなどの行為が生まれる。場合によっては、当初いじめられている側がいじめる側となることも少なくない。

加えて、通信機器等（携帯電話・スマートフォン・タブレット・ゲーム機器、パソコン等）の普及は、発信された情報の流動性や発信者の匿名性から、いじめにつながる負の部分の併せ持っている。

ほかに、希薄な人間関係や夜型生活による睡眠不足など、子どもの感情の不安定やストレスを引き起こし、いじめ加害につながる要因は、多数考えられる。

また、先に述べた構造的要因や複数の要因が重なり、いじめが発生することも多く、解決を難しいものになっている。

## 5 水戸市におけるいじめの状況

本市では、ふざけやからかい等の小さなサインも見逃さないよう、きめ細やかに児童生徒を観察し、早期発見に努めているところである。

本市が認知したいじめの様態については、小・中学校ともに、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、次に「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」が多い。また、近年は、「パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」が増加傾向にあり、発達段階に応じた情報モラルに関する指導や警察等関係機関と連携した対応が必要となっている。

## 6 いじめの防止等のために取り組む姿勢

市及び教育委員会、学校、教員等、家庭、地域住民等が、いじめの防止に向けた共通の認識を図り、連携して、児童生徒とともに取り組むことが大切である。

### (1) 学校

学校は、全ての児童生徒にとって、安心して生活し、学習できる場でなくてはならない。さらに、児童生徒同士及び児童生徒と教職員のよりよい関係づくりを構築できるよう、きめ細かな状況把握と信頼関係が深まる学級経営を行っていくことが重要である。

具体的には、学校の教育活動において、全員で取り組むこと、児童生徒一人一人を大切にすること、集団の一員として自己有用感を醸成することなど、日常生活が大切になってくる。

また、いじめが発生した場合には、いじめを受けた児童生徒の立場を最優先に考慮し、心のケアや安心できる場所、状態の確保に努める。そして、いじめを行った児童生徒や傍観している児童生徒には、いじめを受けた児童生徒の心身の苦痛に共感し、いじめは許されない行為であることを自覚させる指導と相互の関係回復に努めることが重要である。

### (2) 教員及び教員以外のスタッフ

教員は、児童生徒の話に耳を傾け、心に寄り添い、心の奥底にある心情を理解しようとするのが重要である。また、いじめが起こる構造について理解を深め、いじめを起こさない集団づくりやいじめに敏感に気付くための研修等に積極的に取り組むことが必要である。

そして、教職員間の意思疎通や情報共有を図り、一部の教員任せにすることなく、全教職員による組織で取り組む体制づくりが重要である。

スクールカウンセラーや心の教室相談員等、その職務の専門性を生かし、児童生徒や保護者が安心してその支援を受けられるようにするとともに、教員以外のスタッフともチームを組んで対応することも大切である。

### (3) 児童生徒

児童生徒一人一人が「いじめは人間として絶対に許されない」ことを心から理解するとともに、いじめを傍観している者も、いじめに関与していることと同じであるという認識を持てるようにする。

また、いじめを自分の問題として捉え、児童生徒自らがいじめについて学び、児童生徒自身の取組を活性化する必要がある。

#### (4) 家庭

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、我が子がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導、その他の必要な指導を行うよう努めなければならない。そのためにも、家族の一人一人が、いじめに対する正しい認識をもつことが必要である。いじめか否かについては、いじめを受けている側の立場になって考える姿勢を持ち、子どもに適切な教育をすることが必要であるとともに、日頃から学校との意思疎通と協力体制を確立しておくことが大切である。

また、我が子がいじめを受けたとき、子どものSOSをキャッチできるよう、子どもの変化を見逃さないようにすることが大切である。

一方、我が子がいじめに関与したとき、子どもが自分の行為と向き合い、安心して事実を話せる雰囲気づくりが大切である。そして、子どもがいじめに関与した事実を話したときは、それを謙虚に受け止め、子どもと共に悩み考え、行った行為に向き合い、いじめを受けた子に心から謝罪しようとする姿勢を持つことが大切である。

#### (5) 地域住民

地域住民は、自分の子どもだけでなく、地域の子どもたちにも関心を持ち、学校、家庭と協力しながら地域の子どもを見守り、育てる意識を持って対応することが大切である。

#### (6) 市及び教育委員会

学校を指導・支援する立場にある教育委員会は、学校を管理監督する役割と責任を自覚し、主体的に解決を目指す姿勢が必要である。また、学校と共に考え、学校の対応力を強化することが重要である。

いじめの問題は、学校、教育委員会だけの問題ではなく、家庭や地域、関係機関等、市全体で解決していかなければならない問題であると捉え、いじめの防止等の取組の充実を図る。

### 7 いじめを解消するための基本的な姿勢

学校は、児童生徒のために存在するとの基本的認識に立ち、いじめを受けた児童生徒を救済することを最優先に考え、行動することが重要である。

#### (1) 学校長

ア いじめを受けた児童生徒を救うための方策を第一に考え、全職員で対応するためにリーダーシップを発揮し、学校全体の指導体制を構築する。

イ 犯罪と考えられるいじめの行為については、警察等との連携を深め、毅然とした対応をとる。

#### (2) 教職員

ア 教職員は、児童生徒の最大の心の理解者として、共感的理解に立った行動

をとる。

イ いじめを行った児童生徒についても、健全に成長させようとする姿勢を持つ。

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容

### 1 いじめの防止等のために教育委員会が実施する施策

#### (1) 組織の設置

ア 水戸市いじめ問題対策連絡協議会の設置（法第14条第1項）

いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図る。

- ・ 委員：水戸市立学校，教育委員会，茨城県が設置する児童相談所，水戸地方法務局，茨城県警察

イ 水戸市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）の設置（法第14条第3項）

議 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係等に関する調査・審議を行う。

- ・ 委員：学識経験者（弁護士，医師，臨床心理士，人権擁護委員，社会福祉士等），関係行政機関の職員

#### (2) いじめの未然防止に関すること

ア 人権感覚や意識の高揚を図るために，教職員の研修の充実を図るとともに法務局と連携して実施する人権教室を推進する。

イ 全ての学校で児童生徒が主体的に取り組む「いじめ解決フォーラム」を開催する。

ウ いじめに対する理解を深め，心の通う人間関係の構築に向けたワークショップを開催する。

エ インターネットを通じて行われるネットいじめを防止するために，「SNSによるいじめ防止に関する講演会」を実施し，情報モラル教育の充実を図る。

オ ソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンター等を含めた人間関係づくりの能力を高めるための研修会を開催する。

カ 話し合い活動のルールづくりやもち方について具体例を示し，話し合い活動の活性化を図り，集団宿泊的行事などを充実させる。

#### (3) いじめの早期発見に関すること

ア 全ての学校において，年6回のいじめの実態調査を実施する。

イ いじめ・青少年相談ダイヤルを設置するとともに，来所相談について，総合教育研究所内に設置する教育支援センター「教育相談室」や青少年相談員と連携を図る。

ウ 相談体制については，定期的に相談窓口をパンフレット等で周知する。

エ 校内オンライン相談窓口を開設し，1人1台端末のアンケート機能を活用し，児童生徒が気軽に相談できる環境を推進する。

オ 教育ダッシュボードによる「こころの健康観察」を活用し，学校が児童生

徒の小さな変化やサインを見逃さない日常的・定期的な情報収集による多角的な実態把握を実施する。

(4) いじめ事案への対処に関すること

ア 「いじめ対応専門班」を設置し、学校支援訪問を実施する。

イ 学校支援訪問により、いじめの実態把握を行い、学校に対し助言・指導を行う。

ウ いじめの状況に応じて、警察、児童相談所、市子育て支援課、民生委員、保護司等と連携したサポートチームを編成し、組織的な対応により、いじめの解消を図る。

エ スクールカウンセラーや心の教室相談員等の配置など人的体制の整備やその他必要な措置を講ずるよう努める。

オ 学校でのいじめの研修を通じた教職員の資質の向上、生徒指導に対する職員体制の整備など必要な措置を講ずる。

2 いじめの防止等のために学校が実施する施策

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定・見直し

ア 国や県、市の基本方針を参考に、自らの学校において、どのようにいじめの防止等取組を行うのか基本的な方向や取組内容等を定める。

イ 名称は『水戸市立〇〇〇学校いじめ防止基本方針』として作成する。

ウ 策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページ等で公表するとともに、その内容を必ず入学時や各年度の開始時等に児童生徒、PTA、地域の関係団体等に説明したり、いじめの問題について協議したりする等、保護者や地域の理解と協力が得られるようにする。

エ 自校のいじめの防止等の取組状況を踏まえ、以下の「学校いじめ防止対策委員会」を中心に、毎年度、点検・見直しを図る。

(2) いじめの防止等に取り組む組織「学校いじめ防止対策委員会」の設置

ア 複数の教職員に加え、スクールカウンセラー等の心理・福祉の専門的知識を有する者により構成されるいじめの防止等に実効的に取り組む組織を設置する。

イ 当該組織は、全職員間の共通理解を図り、いじめの対策に基づく取組の中核となる役割を担う。

ウ 当該組織は、相談や通報、指導の経過等や、「学校いじめ防止対策委員会」の会議の内容を記録し、整理・保存（原則として、当該事案が終了した翌年度から5年間）する。

(3) いじめの未然防止に向けた取組

ア 学校の教育活動において、全ての教職員で取り組む。

イ 児童生徒一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進め、集団の一員としての自己有用感を育成する。

ウ けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場

合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

エ 発達障害を含む障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童生徒、災害により被災した児童生徒については、日常的に該当児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

オ 人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図った取組を推進する。

カ いじめ防止に資する児童生徒による自主的な活動の取組の充実を図る。

キ パソコンやスマートフォン等を通じて行われる、ネットいじめを防止するための啓発活動を推進するとともに、情報モラル・セキュリティの指導の充実を図る。

ク いじめ解決推進事業「ふれあいプラン」における各校独自の取組の充実を図る（いじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）。

ケ 校長のリーダーシップの下に危機管理意識を高め、年度当初には、全職員で「学校いじめ防止基本方針」の共通理解を図るとともに、いじめの未然防止や危機管理に向けた校内研修を定期的実施するなど、教職員の意識改革や資質の向上を図る。

#### (4) いじめの早期発見に向けた取組

ア 年6回実施している「いじめ実態調査」により、いじめの実態を適切に把握する。

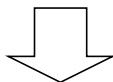
イ 保護者と連携するとともに、児童生徒の小さな変化に気付くことができるよう、アンテナを高くし、児童生徒の観察に努める。

ウ スクールカウンセラーや心の教室相談員、養護教諭等を活用し、いつでも安心して相談できる相談体制を整備する。

#### 【日々のいじめ防止に向けた流れ】

1 いじめの認知、認知した際に誰に報告するのかなどの対応、いじめが理由にあるかもしれない欠席等への対応を、教職員で共通理解するとともに各校の「学校いじめ防止基本方針」の確認をすること。

○ 年6回のいじめ実態調査の実施方法については、児童生徒の訴えを的確に捉えることができるよう、家庭で記入することや、無記名で行うことなど、見直しを図りながら実施するとともに、必要に応じて随時アンケート等を実施し、児童生徒の実態を正確に把握するよう努めること。

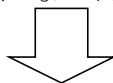


2 児童生徒の変化を察知するために、日々の記録を蓄積しておくこと。また、担任は、小さな変化や児童生徒からの相談についても一人で抱え込まず、学年主任又は、生徒指導主事等に報告すること。

○ 連絡帳や生活ノート、教育ダッシュボード「こころの健康観察」等の記述に関して気になることについては、決して担任だけでなく、学年主任、生徒

指導主事等，複数の教職員で確認・情報共有を即日行うこと。

- 担任や学年主任，部活動顧問等，児童生徒に関わる職員は，定期的なアンケートの結果に過信せず，あいさつの表情や会話等，日常の児童生徒の様子を把握することに努め，気になったときにはすぐに面談等を行うこと。



3 面談での情報は，面談を行った教職員のみにとどめず，学年主任から生徒指導主事，管理職まで必ず報告し，さらに，家庭との連携に努めること。

### 3 いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携

児童生徒の命や安全を守ることを最優先に考え，犯罪行為・触法行為（暴力行為を含む。）として扱われるべきいじめなどは，直ちに警察に相談・通報を行い，適切な援助を求めることが重要である。

#### (1) 犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底

ア 学校と警察は，児童生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し，日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制の構築が求められる。

イ 児童ポルノ関連のいじめ事案に関しては，一刻を争う事態も生じることから，被害の拡大を防ぐため，学校は，直ちに警察に相談・通報を行い，連携して対応する。

ウ 重大ないじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案について警察へ相談・通報を行い，学校として適切な対応を行う。

#### (2) 警察との日常的な情報共有体制の構築による連携強化

学校，警察双方において，連絡窓口となる担当職員の指定を徹底する。休日等執務時間以外の時間帯における連絡体制の構築にも留意する。

#### (3) 保護者と学校がともにいじめ防止対策を共有するための普及啓発の推進

いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には，警察への相談・通報を行うことについて，あらかじめ保護者等に対して周知を行うことが重要である。

### 4 いじめの解消について

#### (1) 「いじめの解消」の定義

加害者に指導したり，加害者が被害者に謝罪したりしたことでいじめが解消したと判断するのではなく，次のア，イの両方の条件を満たした場合，いじめが解消したと判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは，少なくとも3か月を目安とする。ただし，いじめの被害の重大性から，さらに長期の期間が必要であると判断される場合は，この目安にかかわらず，学校の設置者又は学校の判断により，より長期の期間を設定するものとする。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

## (2) いじめの解消に向けた取組

ア いじめの事実を確認したときは、学校いじめ防止対策委員会を設置し、迅速かつ組織的な指導体制で、いじめを止めさせるとともに、再発防止に努める。

イ いじめを受けた児童生徒、その保護者への支援を最優先に行うとともに、情報共有に努める。

ウ いじめを行った児童生徒への指導及び支援とその保護者への助言に努め、その際、いじめを行った児童生徒による、いじめを受けた児童生徒に対する謝罪のみで解消したと判断しない。

エ 傍観している児童生徒に対して、いじめは許されない行為であることへの理解を促す指導及び相互の関係回復に努める。

オ パソコンやスマートフォン等による誹謗中傷については、迅速かつ組織的に事実把握を行い、直ちに削除等の措置を行うように努める。また、必要に応じて、警察等の関係機関の協力を求める。

カ いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるよう、必要に応じて、いじめを行った児童生徒について、いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなどの接触を防ぐ措置を講じる。

キ 必要に応じて、心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者などの外部専門家の協力を得て、組織的に再発を防ぐ措置を講じる。

ク 犯罪に触れるいじめの行為については、警察等との連携を図るとともに、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義（法第28条第1項）

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（以下の事例の場合など）。

- ・ 暴行を受け、骨折した。
- ・ 心的外傷後ストレス障害と診断された。
- ・ 金銭を強要された。
- ・ 欠席が続き、当該校への復帰ができないと判断し、転学した。

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（以下の事例の場合など）。

- ・ いじめを認知し、解消に向けて取り組んでいるが、被害児童生徒の欠席が継続又は断続的に続いている。
- ・ 一定期間連続で欠席しており、学校ではいじめの認知はしていないが、

児童生徒・保護者から「いじめがあり、学校に行きたくない」との申立てがあった。

(2) 重大事態が発生した場合の基本的な姿勢

- 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。
- 重大事態に該当するが、被害児童生徒や保護者が重大事態調査を望まない場合でも、調査方法や進め方を工夫して重大事態として取り扱う。
- 被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

ア 学校

- ・ 学校は、重大事態に該当する疑いがある事案を把握した場合、速やかに教育委員会に報告する。
- ・ 学校は、教育委員会と連携し、事実解明に努める。いじめの事実についてありのまま伝え、説明責任を果たすように努める。
- ・ いじめを受けた児童生徒の心のケアや自信を回復するための最大限の努力を行うとともに、いじめに関与した児童生徒との関係回復のための取組に努める。

イ 教育委員会

教育委員会は、混乱にある学校への指導・支援を行い、公正かつ客観的調査による事実解明に尽力し、事実をありのまま伝え、説明責任を果たすように努める。

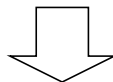
※ 重大事態の判断については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。また、いじめを受けた児童生徒及び保護者からの申立てがあった場合には、その訴えに真摯に対応する。

(3) 重大事態への対処の流れ

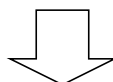
1 教育委員会を経由し、市長へ報告

[必ず報告する事項]

- いじめを受けた児童生徒の氏名・学年・性別
- 被害の状況、欠席の状況その他児童生徒の状況
- 児童生徒・保護者から重大事態である旨の訴えがある場合はその内容

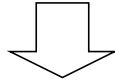


2 調査主体の判断：教育委員会が調査主体（教育委員会又は学校）を判断



### 3 調査組織の設置

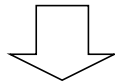
- 教育委員会主体の場合  
教育委員会に設置される附属機関（水戸市いじめ問題調査委員会）（第2-1-(1)イ）が調査を実施する。
- 学校主体の場合  
学校は、「学校いじめ防止対策委員会」を設置し、調査を実施する。  
教育委員会は、学校いじめ防止対策委員会に対して人的支援を行うとともに、調査結果の情報提供の方法等について指導助言する。



### 4 調査方針の説明

調査を開始する前に、被害者及びその保護者に対して丁寧に説明を行うことで、被害者等の意向を踏まえた調査が行われることを担保する。

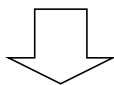
- 説明事項：調査の目的・目標，調査主体（組織の構成，人選），調査時期
  - ・ 期間（スケジュール，定期報告），調査事項・調査対象，調査方法，調査結果の提供
  - ・ 調査結果の提供の方法については，どのような情報を，どのような形式で被害者及びその保護者に提供するのかを説明
    - ※ いじめを行った児童生徒及びその保護者に対しても説明を行う。



### 5 調査の実施

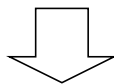
聞き取りやアンケート調査による調査を実施

- 調査の対象者：いじめを受けた児童生徒，保護者，教職員（学級，学年，部活動等），関係する児童生徒等
- 調査内容：いじめの行為が，いつ頃から，誰から行われ，どのような態様であったか，いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか，学校・教職員のこれまでの指導経緯等



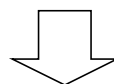
### 6 調査結果の記載と今後の支援方策の検討

- 重大事態調査における調査報告書の作成
- 調査結果を踏まえて今後の支援方策を検討



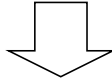
### 7 対象児童生徒・保護者への情報の適切な提供

- 調査結果及び支援方策を，いじめを受けた児童生徒及びその保護者に説明
- いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見書を調査報告書に添えることができる旨を説明



## 8 調査の結果を市長に報告

- 調査報告書に基づき市長に報告
- 報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要と認めるときは、再調査委員会を設置し、再調査を実施
- 市長が再調査を行った場合、その結果を議会に報告



## 9 調査結果を踏まえ、当該重大事態へ対処するとともに、同種の事態の発生防止のため必要な措置

### (4) 重大事態の国への報告

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」(令和3年12月21日閣議決定)において、文部科学省及びこども家庭庁が必要な情報を共有することで、法第28条に基づく調査における第三者性の確保や運用についての改善などの必要な対策を講じるとされていることから、市は県へ、県は国に対し、重大事態に関する報告・相談を行うものとする。

## 第3 その他

### 1 取組の評価及び検証

#### (1) 教育委員会の取組の評価及び検証

ア 各学校のいじめの防止等に向けた取組の検証を随時行い、その都度改善に努める。

イ 学校評価、教員評価の留意点について、必要な指導助言を行う。

※ いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する。

#### (2) 学校の取組の評価及び検証

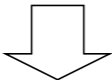
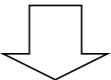
学校評価において、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況(アンケート、個人面談、校内研修等の実施状況)を評価項目に位置付ける。

### 2 市基本方針の見直し

策定(改定)から3年後を目途として、法の施行状況等を勘案して、見直しを行う。

新旧対照表（主な改定箇所を抜粋）

頁	現 行	改 定
4	<p>第2 いじめの防止等のための対策の内容</p> <p>1 いじめの防止等のために教育委員会が実施する施策                      (1) 組織の設置                      ア 水戸市いじめ問題対策連絡協議会の設置（法第14条第1項）                      いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図る。                      ・ 委員：水戸市立学校，教育委員会，茨城県が設置する児童相談所，水戸地方法務局，茨城県警察                      イ 水戸市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）の設置（法第14条第3項）                      法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係等に関する調査・審議を行う。                      ・ 委員：学識経験者（弁護士，医師，臨床心理士，人権擁護委員，社会福祉士等），<b>関係機関（茨城県福祉相談センター）</b>の職員</p>	<p>第2 いじめの防止等のための対策の内容</p> <p>1 いじめの防止等のために教育委員会が実施する施策                      (1) 組織の設置                      ア 水戸市いじめ問題対策連絡協議会の設置（法第14条第1項）                      いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図る。                      ・ 委員：水戸市立学校，教育委員会，茨城県が設置する児童相談所，水戸地方法務局，茨城県警察                      イ 水戸市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）の設置（法第14条第3項）                      法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係等に関する調査・審議を行う。                      ・ 委員：学識経験者（弁護士，医師，臨床心理士，人権擁護委員，社会福祉士等），関係<b>行政</b>機関の職員</p>
4   5	<p>(3) いじめの早期発見に関すること                      ア 全ての学校において，年6回のいじめの実態調査を実施する。                      イ <b>いじめ相談専用ダイヤル</b>を設置するとともに，来所相談について，総合教育研究所<b>教育相談室</b>や青少年相談員と連携を図る。                      ウ 相談体制については，定期的に相談窓口をパンフレット等で周知する。                      エ 校内オンライン相談窓口を開設し，1人1台端末のアンケート機能を活用し，児童生徒が気軽に相談できる環境を推進する。</p>	<p>(3) いじめの早期発見に関すること                      ア 全ての学校において，年6回のいじめの実態調査を実施する。                      イ いじめ・<b>青少年</b>相談ダイヤルを設置するとともに，来所相談について，総合教育研究所<b>内に設置する教育支援センター「教育相談室」</b>や青少年相談員と連携を図る。                      ウ 相談体制については，定期的に相談窓口をパンフレット等で周知する。                      エ 校内オンライン相談窓口を開設し，1人1台端末のアンケート機能を活用し，児童生徒が気軽に相談できる環境を推進する。                      オ <b>教育ダッシュボードによる「こころの健康観察」を活用し，学校が児童生徒の小さな変化やサインを見逃さない日常的・定期的な情報収集による多角的な実態把握を実施する。</b></p>
5	<p>2 いじめの防止等のために学校において実施する施策                      (1) 「学校いじめ防止基本方針」の<b>策定</b>                      ア 国や県，市の基本方針を参考に，自らの学校として，どのようにいじめの防止等取組を行うのか基本的な方向や取組内容等を定める。                      イ 名称は『水戸市立〇〇〇学校いじめ防止基本方針』として作成する。                      ウ 策定した学校いじめ防止基本方針については，学校のホームページ等で公表するとともに，その内容を必ず入学時や各年度の開始時等に児童生徒，PTA，地域の関係団体等に説明したり，いじめの問題について協議したりする等，保護者や地域の理解と協力が得られるようにする。</p>	<p>2 いじめの防止等のために学校において実施する施策                      (1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定・<b>見直し</b>                      ア 国や県，市の基本方針を参考に，自らの学校として，どのようにいじめの防止等取組を行うのか基本的な方向や取組内容等を定める。                      イ 名称は『水戸市立〇〇〇学校いじめ防止基本方針』として作成する。                      ウ 策定した学校いじめ防止基本方針については，学校のホームページ等で公表するとともに，その内容を必ず入学時や各年度の開始時等に児童生徒，PTA，地域の関係団体等に説明したり，いじめの問題について協議したりする等，保護者や地域の理解と協力が得られるようにする。                      エ <b>自校のいじめの防止等の取組状況を踏まえ，以下の「学校いじめ防止対策委員会」を中心に，毎年度，点検・見直しを図る。</b></p>

5	<p>(2) いじめの防止等に取り組む組織「学校いじめ防止対策委員会」の設置</p> <p>ア 複数の教職員に加え，スクールカウンセラー等の心理・福祉の専門的知識を有する者により構成されるいじめの防止等を実効的に取り組む組織を設置する。</p> <p>イ 当該組織は，全職員間の共通理解を図り，いじめの対策に基づく取組の中核となる役割を担う。</p> <p>ウ 当該組織は，<u>学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し，毎年PDCAサイクルで見直す。</u></p>	<p>(2) いじめの防止等に取り組む組織「学校いじめ防止対策委員会」の設置</p> <p>ア 複数の教職員に加え，スクールカウンセラー等の心理・福祉の専門的知識を有する者により構成されるいじめの防止等を実効的に取り組む組織を設置する。</p> <p>イ 当該組織は，全職員間の共通理解を図り，いじめの対策に基づく取組の中核となる役割を担う。</p> <p>ウ 当該組織は，<u>相談や通報，指導の経過等や，「学校いじめ防止対策委員会」の会議の内容を記録し，整理・保存（原則として，当該事案が終了した翌年度から5年間）する。</u></p>
6	<p>(3) いじめの未然防止に向けた取組 (省略)</p> <p>キ パソコンやスマートフォン等を通じて行われる，ネットいじめを防止するための啓発活動を<u>推進する。</u></p> <p>ク いじめ解決推進事業「ふれあいプラン」における各校独自の取組の充実を図る。(いじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など)</p> <p>ケ 校長のリーダーシップの下に危機管理意識を<u>高め，いじめの未然防止</u>や危機管理に向けた校内研修を定期的実施するなど，教職員の意識改革や資質の向上を図る。</p>	<p>(3) いじめの未然防止に向けた取組 (省略)</p> <p>キ パソコンやスマートフォン等を通じて行われる，ネットいじめを防止するための啓発活動を推進する<u>とともに，情報モラル・セキュリティの指導の充実を図る。</u></p> <p>ク いじめ解決推進事業「ふれあいプラン」における各校独自の取組の充実を図る (いじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など)。</p> <p>ケ 校長のリーダーシップの下に危機管理意識を高め，<u>年度当初には，全職員で「学校いじめ防止基本方針」の共通理解を図るとともに，</u>いじめの未然防止や危機管理に向けた校内研修を定期的実施するなど，教職員の意識改革や資質の向上を図る。</p>
6   7	<p>(4) いじめの早期発見に向けた取組 (省略)</p> <p>【日々のいじめ防止に向けた流れ】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 いじめの認知，認知した際に誰に報告するのか等の対応，いじめが理由にあるかもしれない欠席等への対応を，教職員で共通理解するとともに各校の「学校いじめ防止基本方針」の確認をすること。</p> <p>○ 年6回のいじめ実態調査の実施方法については，<u>無記名で行うことや，家庭で記入すること等</u>，見直しを図りながら実施するとともに，必要に応じて随時アンケート等を実施し，児童生徒の実態を正確に把握するよう努めること。</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2 児童生徒の変化を察知するために，日々の記録を蓄積しておくこと。また，担任は，小さな変化や児童生徒からの相談についても一人で抱え込まず，学年主任又は，生徒指導主事等に報告すること。</p> <p>○ 連絡帳や生活ノート等の記述に関して気になることについては，<u>担任だけでなく</u>，学年主任，生徒指導主事等，複数の教職員で確認・情報共有を行うこと。</p> </div>	<p>(4) いじめの早期発見に向けた取組 (省略)</p> <p>【日々のいじめ防止に向けた流れ】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 いじめの認知，認知した際に誰に報告するのか等の対応，いじめが理由にあるかもしれない欠席等への対応を，教職員で共通理解するとともに各校の「学校いじめ防止基本方針」の確認をすること。</p> <p>○ 年6回のいじめ実態調査の実施方法については，<u>児童生徒の訴えを的確に捉えることができるよう，家庭で記入することや，無記名で行うことなど</u>，見直しを図りながら実施するとともに，必要に応じて随時アンケート等を実施し，児童生徒の実態を正確に把握するよう努めること。</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2 児童生徒の変化を察知するために，日々の記録を蓄積しておくこと。また，担任は，小さな変化や児童生徒からの相談についても一人で抱え込まず，学年主任又は，生徒指導主事等に報告すること。</p> <p>○ 連絡帳や生活ノート，<u>教育ダッシュボード「こころの健康観察」</u>等の記述に関して気になることについては，<u>決して担任だけでなく</u>，学年主任，生徒指導主事等，複数の教職員で確認・情報共有を行うこと。</p> </div>

7	<p>3 いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携  児童生徒の命や安全を守ることを最優先に考え、<b>犯罪行為（触法行為を含む。）</b>として扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めることが重要である。</p>	<p>3 いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携  児童生徒の命や安全を守ることを最優先に考え、犯罪行為・<b>触法行為（暴力行為を含む。）</b>として扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めることが重要である。</p>
8	<p>4 いじめの解消について  （省略）  （2）いじめの解消に向けた取組  ア いじめの事実を<b>確認したときは、迅速かつ組織的な</b>指導体制で、いじめを止めさせるとともに、再発防止に努める。  （省略）  カ いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるように、<b>別室等で学習できる措置</b>を講じる。</p>	<p>4 いじめの解消について  （省略）  （2）いじめの解消に向けた取組  ア いじめの事実を確認したときは、<b>学校いじめ防止対策委員会を設置し、迅速かつ組織的な</b>指導体制で、いじめを止めさせるとともに、再発防止に努める。  （省略）  カ いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるよう、<b>必要に応じて、いじめを行った児童生徒について、いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなどの接触を防ぐ措置</b>を講じる。</p>
8   9	<p>5 重大事態への対処  （1）重大事態の定義（法第28条第1項）  ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  <b>（児童生徒が自殺を企図した場合等）</b>  イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  <b>（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）</b>  <b>※「児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき」を含む。</b></p> <p>（2）重大事態が発生した場合の基本的な姿勢  ア 学校  ・ 学校は、教育委員会と連携し、事実解明への協力を依頼する。いじめの事実等についてありのまま伝え、説明責任を果たすように努める。  ・ いじめを受けた児童生徒の心のケアや自信を回復するための最大限の努力を行うとともに、いじめに関与した児童生徒との関係回復のための取組に努める。</p>	<p>5 重大事態への対処  （1）重大事態の定義（法第28条第1項）  ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき <b>（以下の事例の場合など）</b>。  ・ <b>暴行を受け、骨折した。</b>  ・ <b>心的外傷後ストレス障害と診断された。</b>  ・ <b>金銭を強要された。</b>  ・ <b>欠席が続き、当該校への復帰ができないと判断し、転学した。</b>  イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき <b>（以下の事例の場合など）</b>。  ・ <b>いじめを認知し、解消に向けて取り組んでいるが、被害児童生徒の欠席が継続又は断続的に続いている。</b>  ・ <b>一定期間連続で欠席しており、学校ではいじめの認知はしていないが、児童生徒・保護者から「いじめがあり、学校に行きたくない」との申立てがあった。</b></p> <p>（2）重大事態が発生した場合の基本的な姿勢  ○ <b>重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。</b>  ○ <b>重大事態に該当するが、被害児童生徒や保護者が重大事態調査を望まない場合でも、調査方法や進め方を工夫して重大事態として取り扱う。</b>  ○ <b>被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。</b></p> <p>ア 学校  ・ <b>学校は、重大事態に該当する疑いがある事案を把握した場合、速やかに教育委員会に相談する。</b></p>

10	<p>3 調査組織の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育委員会の場合 調査委員会（第2-1-(1)イ）が行う。</li> <li>○ 学校の場合 教育委員会は、学校いじめ防止対策委員会に指導助言や人的支援調査結果の情報提供についても内容・方法・時期について助言・指導</li> </ul>	<p>3 調査組織の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育委員会主体の場合 <u>教育委員会に設置される附属機関（水戸市いじめ問題調査委員会）（第2-1-(1)イ）が調査を実施する。</u></li> <li>○ 学校主体の場合 <u>学校は、「学校いじめ防止対策委員会」を設置し、調査を実施する。</u> 教育委員会は、学校いじめ防止対策委員会に対して人的支援を行うとともに、<u>調査結果の情報提供の方法等</u>について助言・指導する。</li> </ul>
10	<p>4 調査方針の説明</p> <p>調査を開始する前に、被害者・保護者に対して丁寧に説明を行うことで、被害者等の意向を踏まえた調査が行われることを担保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 説明事項：調査の目的・目標，調査主体（組織の構成，人選），調査時期・期間（スケジュール，定期報告），調査事項・調査対象，調査方法，調査結果の提供</li> <li>※ 特に調査結果の提供の方法については，どのような情報を，どのような形式で被害者・保護者に提供するのかを説明</li> </ul>	<p>4 調査方針の説明</p> <p>調査を開始する前に，被害者及びその保護者に対して丁寧に説明を行うことで，被害者等の意向を踏まえた調査が行われることを担保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 説明事項：調査の目的・目標，調査主体（組織の構成，人選），調査時期・期間（スケジュール，定期報告），調査事項・調査対象，調査方法，調査結果の提供</li> <li>・ 調査結果の提供の方法については，どのような情報を，どのような形式で被害者及びその保護者に提供するのかを説明</li> <li>※ <u>いじめを行った児童生徒及びその保護者に対しても説明を行う。</u></li> </ul>
10	<p>5 調査の実施</p> <p>主に聴き取りによる調査を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 聴取の対象者：いじめを受けた児童生徒，保護者，教職員（学級，学年，部活動等），関係する児童生徒等</li> <li>○ 聴取内容：いじめの行為が，いつ頃から，誰から行われ，どのような態様であったか，いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか，学校・教職員のこれまでの指導経緯等</li> </ul>	<p>5 調査の実施</p> <p>聴き取りやアンケート調査による調査を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査の対象者：いじめを受けた児童生徒，保護者，教職員（学級，学年，部活動等），関係する児童生徒等</li> <li>○ 調査内容：いじめの行為が，いつ頃から，誰から行われ，どのような態様であったか，いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか，学校・教職員のこれまでの指導経緯等</li> </ul>
11	<p>6 聴取内容の記載と今後の支援方策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 重大事態の発生から1か月程度を目途に，書面による聴取内容のとりまとめ</li> <li>○ 聴取内容を踏まえて今後の支援方策を検討</li> </ul>	<p>6 調査結果の記載と今後の支援方策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 重大事態調査における調査報告書の作成</li> <li>○ 調査結果を踏まえて今後の支援方策を検討</li> </ul>
11	<p>7 当該児童生徒・保護者への情報の適切な提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 聴取内容及び支援方策を，いじめを受けた児童生徒及び保護者に説明</li> <li>○ いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見を聴取結果の報告書に添えることができる旨を説明</li> </ul>	<p>7 対象児童生徒・保護者への情報の適切な提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査結果及び支援方策を，いじめを受けた児童生徒及びその保護者に説明</li> <li>○ いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見書を調査報告書に添えることができる旨を説明</li> </ul>
11	<p>8 聴取の結果を市長に報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 聴取の結果を書面で市長に報告</li> <li>○ 報告を受けた市長は，当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要と認めるときは，再調査委員会を設置し，再調査を実施</li> <li>○ 市長が再調査を行った場合，その結果は議会に報告</li> </ul>	<p>8 調査の結果を市長に報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査報告書に基づいて市長に報告</li> <li>○ 報告を受けた市長は，当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要と認めるときは，再調査委員会を設置し，再調査を実施</li> <li>○ 市長が再調査を行った場合，その結果を議会に報告</li> </ul>

## 報告（2）

### 水戸市休日の地域クラブ事業実施要項

令和8年 月 日

#### 1 ねらい

水戸市立小・中学校及び義務教育学校に在籍する児童・生徒が将来にわたり、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保していくことと、学校における働き方改革を推進することにより、児童・生徒の学習環境をはじめとする小・中学校等の教育環境の改善を図ることを目的として、土曜日又は日曜日（以下「休日」という。）における水戸市休日の地域クラブ事業を行う。

#### 2 運営主体

水戸市教育委員会

#### 3 運営事務局

水戸市総合教育研究所 教育研究課

ただし、日常的な地域クラブとの連絡・調整など運営事務局業務の一部は業務委託により運営事務局受託事業者が対応する。

#### 4 地域クラブの名称、実施種目及び対象校等

別紙のとおりとする。

なお、経過措置として合同活動型を活用する地域クラブについては、指導環境が整い次第、随時、単独活動型に移行する。

#### 5 活動日及び年間活動回数

原則として土曜日の3時間以内（夜間を除く）とする。

年間活動回数について、最低活動回数を年間36回以上とする。ただし、制度導入年度の令和8年度は、年間21回以上とし、体育館及び武道場を使用する地域クラブは、空調整備工事が予定されていることから、年間12回以上とする。

地域クラブの指導者は、各年度の活動開始前に年間の活動計画を作成し、年間活動回数が最低活動回数を下回らないよう留意する。また、当該年間活動計画は、運営事務局に提出するとともに、指導者及び保護者・生徒等関係者間で共有する。

#### 6 活動場所

原則として水戸市立小・中学校及び義務教育学校の施設・設備を活用する。

運営事務局は、学校からの情報に基づき、地域クラブの活動が可能なグラウンドや体育館等の割り振りを行い、対象の地域クラブ指導者チームに連絡する。各地域クラブ指導者チームは、施設の割り振り情報に基づき、月間の活動計画を作成し、運営事務局に報告するとともに、指導者及び保護者・生徒等関係者間で共有する。

#### 7 対象生徒等

水戸市内に住所を有する小・中学校等に在籍する児童・生徒、又は市外に住所を有し水戸市立小・中学校及び義務教育学校に在籍する児童・生徒を対象とする。

## 8 参加申込

地域クラブへの参加は希望制とし、参加受付は、別途指定の方法により、制度導入時や年度当初の一斉受付期間に関わらず随時受付も行う。

また、対象生徒等は、対象校に関わらず原則として希望する地域クラブに参加することができる。ただし、参加希望者が多く指導の安全管理上支障が生ずるおそれがある場合には、参加者数を限定し、対象校の生徒等の参加を優先する場合がある。

なお、小学生が中学生対象の地域クラブに、また、中学生が小学生対象の地域クラブに参加することはできない。

## 9 参加者負担金

参加者負担金は月会費として、1月当たり2,000円とし、支払方法は運営事務局受託事業者の指定の方法による。会費が未納の場合は、地域クラブへの参加を認めないことがある。

なお、地域クラブの年間活動回数が天候や感染症等の影響により最低活動回数に満たなかった場合には、当該地域クラブの3月分の会費を免除する。

さらに、令和8年度において、体育館及び武道場を使用する地域クラブは、3か月程度の空調整備工事が予定されていることから、3か月分の会費を免除する。

また、生活困窮世帯に対しては、生活保護制度及び就学援助制度により、別途支援を行う。

## 10 指導者

水戸市地域クラブ指導者人材バンク登録者の中から、各地域クラブ原則3名以上の指導者チームを編成し、活動時は原則として2名で指導を行う。ただし、大学生のみでの指導は行わないものとする。指導者は、こども性暴力防止法に基づく宣誓書を提出するとともに、ハラスメントの防止や熱中症対策など指導者としての心構えを身に付けるため、市指定の研修を年1回以上受講する。

指導者には、謝礼として活動1時間当たり1,760円と、市の規定による1日当たり1,000円を上限とする交通費を、運営事務局受託事業者を通じて支給する。

また、各地域クラブの指導者チーム内に、雑務を担うマネージャーを1名位置付ける。当該マネージャーは、指導者チームの指導者の中の1名が兼任、又は指導者チームの指導者以外の者1名を専任で位置付ける。マネージャーには、謝礼として専任兼任によらず、1月当たり4,000円を運営事務局受託事業者を通じて支給する。

## 11 活動場所への移動方法

活動に参加する生徒等は、自転車、徒歩、保護者送迎等により活動場所へ集合する。

## 12 事故やケガの対応

(1) 指導者及び参加生徒等については、水戸市教育委員会ですports安全保険に加入する。

(2) 地域クラブの活動中に事故・ケガが発生した場合は、指導者が事故対応マニュアルに従い迅速に対応するとともに、運営事務局に直ちに報告する。

ただし、活動参加者の活動場所までの徒歩又は自転車による移動中の事故対応については、指導者ではなく、運営事務局が対応する。

## 13 大会等への参加

中学校体育連盟主催大会には、各学校単位で、又は合同部活動として参加する。その他の大会及び練習試合について、地域クラブとして参加を希望する場合には、当該地域クラブの指導者チームにおいて参加の是非を

判断し、事前に運営事務局へ報告の上、参加する。地域クラブにおける大会の引率等については、原則として年間12回以内とする。

また、強化試合等で学校の部活動として学校側から参加を希望する場合には、学校と当該地域クラブの指導者チームの間で協議を行った上で、休日の部活動の例外的な活動としての取扱いを決定することができる。

なお、休日の部活動の例外的な活動については、地域クラブの年間の最低活動回数の確保を妨げない範囲で指導者チームと協議の上、具体的取扱いを決定するものとする。

#### 14 学校との連携

地域クラブと学校は、生徒等への一貫した指導環境の構築及び安全の確保を図るため、指導方針及び指導上の配慮事項などについて、必要に応じて相互に情報共有を行う。

#### 15 問合せ窓口

日常的な地域クラブにおける一次的な連絡窓口は、運営事務局受託業者が設置する窓口を使用する。また、地域クラブにおける日常的な通信手段は、原則として別途指定の通信アプリを使用する。ただし、緊急や当事者間で合意がとれている場合などは、この限りではない。

#### 16 休会

参加生徒等が1か月以上地域クラブの活動に参加できない場合は、別途指定の方法により休会を申し出ることができる。休会の期間は1か月を単位とし、休会を希望する月の前月末日までに申し出るものとする。休会の対象となる月について、当該月のすべての活動に参加しない場合、当該月の月会費は発生しない。

#### 17 退会

地域クラブは、特段の申し出がない場合、中学生対象の地域クラブは中学校3年次の3月31日を、小学生対象の地域クラブは小学校6年次の3月31日をもって退会とする。

また、退会は別途指定の方法により随時申し出ることができる。ただし、退会を希望する月の前月末日までに当該申し出がない場合、翌月分の月会費が発生する。

実施種目	地域クラブ名称	形態	経過措置	活動場所	対象校
陸上	千波中陸上地域クラブ	単独活動型		千波中学校	千波中学校
	第三中陸上地域クラブ			第三中学校	第三中学校
	第四中陸上地域クラブ			第四中学校	第四中学校
	緑岡中陸上地域クラブ			緑岡中学校	緑岡中学校
	見川中陸上地域クラブ			見川中学校	見川中学校
	笠原中陸上地域クラブ			笠原中学校	笠原中学校
	赤塚中陸上地域クラブ			赤塚中学校	赤塚中学校
水泳	見川中水泳地域クラブ	単独活動型		見川中学校	見川中学校
	笠原中水泳地域クラブ			笠原中学校	笠原中学校
体操	第四中体操地域クラブ	一極活動型		第四中学校	第四中学校
バスケットボール	第一中バスケットボール地域クラブ	合同活動型 (男女)	○	第一中学校	第一中学校
	第五中バスケットボール地域クラブ		○	第五中学校	第五中学校
	石川中バスケットボール地域クラブ		○	石川中学校	石川中学校
	第二中バスケットボール地域クラブ		○	第二中学校	第二中学校
	千波中バスケットボール地域クラブ		○	千波中学校	千波中学校
	第三中・第四中・常澄中男子バスケットボール地域クラブ	合同活動型	○	検討中	第三中学校・第四中学校・常澄中学校
	第三中・第四中・常澄中女子バスケットボール地域クラブ		○	検討中	第三中学校・第四中学校・常澄中学校
	緑岡中・見川中・笠原中男子バスケットボール地域クラブ		○	検討中	緑岡中学校・見川中学校・千波中学校
	緑岡中・見川中・笠原中女子バスケットボール地域クラブ		○	検討中	緑岡中学校・見川中学校・千波中学校
	赤塚中・双葉台中・内原中男子バスケットボール地域クラブ		○	検討中	赤塚中学校・双葉台中学校・内原中学校
赤塚中・内原中女子バスケットボール地域クラブ	○	検討中	赤塚中学校・双葉台中学校・内原中学校		
バレーボール	第五中女子バレーボール地域クラブ	単独活動型		第五中学校	第五中学校
	第三中・第四中・見川中男子バレーボール地域クラブ	合同活動型	○	検討中	第三中学校・第四中学校・見川中学校
	第一中・第二中・千波中女子バレーボール地域クラブ		○	検討中	第一中学校・第二中学校・千波中学校
	第三中・常澄中女子バレーボール地域クラブ		○	検討中	第三中学校・常澄中学校
	第四中・見川中女子バレーボール地域クラブ		○	検討中	第四中学校・見川中学校
	緑岡中・笠原中女子バレーボール地域クラブ		○	検討中	緑岡中学校・笠原中学校
	赤塚中・双葉台中・内原中女子バレーボール地域クラブ		○	検討中	赤塚中学校・双葉台中学校・内原中学校

実施種目	地域クラブ名称	形態	経過措置	活動場所	対象校
ソフトテニス	第一中ソフトテニス地域クラブ	合同活動型 (男女)	○	第一中学校	第一中学校
	第五中ソフトテニス地域クラブ		○	第五中学校	第五中学校
	石川中・双葉台中 ソフトテニス地域クラブ		○	検討中	石川中学校・双葉台中学校
	飯富中・国田義務 ソフトテニス地域クラブ			検討中	飯富中学校・国田義務
	第二中ソフトテニス地域クラブ		○	第二中学校	第二中学校
	千波中ソフトテニス地域クラブ		○	千波中学校	千波中学校
	第三中・常澄中 ソフトテニス地域クラブ		○	検討中	第三中学校・常澄中学校
	第四中ソフトテニス地域クラブ		○	第四中学校	第四中学校
	緑岡中ソフトテニス地域クラブ		○	緑岡中学校	緑岡中学校
	見川中ソフトテニス地域クラブ		○	見川中学校	見川中学校
	笠原中ソフトテニス地域クラブ		○	笠原中学校	笠原中学校
	赤塚中ソフトテニス地域クラブ		○	赤塚中学校	赤塚中学校
	内原中ソフトテニス地域クラブ		○	内原中学校	内原中学校
サッカー	第一中サッカー地域クラブ	単独活動型		第一中学校	第一中学校
	第五中サッカー地域クラブ			第五中学校	第五中学校
	石川中サッカー地域クラブ			石川中学校	石川中学校
	第二中サッカー地域クラブ			第二中学校	第二中学校
	第四中サッカー地域クラブ			第四中学校	第四中学校
	常澄中サッカー地域クラブ			常澄中学校	常澄中学校
	緑岡中サッカー地域クラブ			緑岡中学校	緑岡中学校
	見川中サッカー地域クラブ			見川中学校	見川中学校
	笠原中サッカー地域クラブ			笠原中学校	笠原中学校
	双葉台中サッカー地域クラブ			双葉台中学校	双葉台中学校
	内原中サッカー地域クラブ			内原中学校	内原中学校
	千波中・赤塚中サッカー地域クラブ	合同活動型		検討中	千波中学校・赤塚中学校
ソフト ボール	第五中・双葉台中 ソフトボール地域クラブ	合同活動型		検討中	第五中学校・双葉台中学校
	第三中・第四中・常澄中 ソフトボール地域クラブ			検討中	第三中学校・第四中学校・ 常澄中学校
	見川中・赤塚中 ソフトボール地域クラブ			検討中	見川中学校・赤塚中学校
軟式野球	第四中軟式野球地域クラブ	単独活動型		第四中学校	第四中学校
	見川中軟式野球地域クラブ			見川中学校	見川中学校
	笠原中軟式野球地域クラブ			笠原中学校	笠原中学校
	第一中・千波中 軟式野球地域クラブ	合同活動型		検討中	第一中学校・千波中学校
	第五中・石川中 軟式野球地域クラブ			検討中	第五中学校・石川中学校
	飯富中・国田義務・双葉台中 軟式野球地域クラブ			検討中	飯富中学校・国田義務・双 葉台中学校
	第二中・緑岡中 軟式野球地域クラブ			検討中	第二中学校・緑岡中学校
	第三中・常澄中 軟式野球地域クラブ			検討中	第三中学校・常澄中学校
	赤塚中・内原中 軟式野球地域クラブ			検討中	赤塚中学校・内原中学校

実施種目	地域クラブ名称	形態	経過措置	活動場所	対象校
卓球	飯富中卓球地域クラブ	単独活動型		飯富中学校	飯富中学校
	国田義務卓球地域クラブ			国田義務	国田義務
	見川中卓球地域クラブ			見川中学校	見川中学校
	第一中・第二中・千波中卓球地域クラブ	合同活動型	○	検討中	第一中学校・第二中学校・千波中学校
	第五中・双葉台中卓球地域クラブ		○	検討中	第五中学校・双葉台中学校
	第三中・第四中・常澄中卓球地域クラブ		○	検討中	第三中学校・第四中学校・常澄中学校
	緑岡中・笠原中卓球地域クラブ		○	検討中	緑岡中学校・笠原中学校
	赤塚中・内原中卓球地域クラブ		○	検討中	赤塚中学校・内原中学校
柔道	千波中柔道地域クラブ	単独活動型		千波中学校	千波中学校
	第四中柔道地域クラブ			第四中学校	第四中学校
	笠原中柔道地域クラブ			笠原中学校	笠原中学校
剣道	国田義務剣道地域クラブ	単独活動型		国田義務	国田義務
	第四中剣道地域クラブ			第四中学校	第四中学校
	緑岡中剣道地域クラブ			緑岡中学校	緑岡中学校
	見川中剣道地域クラブ			見川中学校	見川中学校
	笠原中剣道地域クラブ			笠原中学校	笠原中学校
	内原中剣道地域クラブ			内原中学校	内原中学校
	第一中・第二中・千波中剣道地域クラブ	合同活動型	○	検討中	第一中学校・第二中学校・千波中学校
	第五中・双葉台中剣道地域クラブ		○	検討中	第五中学校・双葉台中学校
石川中・赤塚中剣道地域クラブ	○		検討中	石川中学校・赤塚中学校	
弓道	第二中弓道地域クラブ	単独活動型		第二中学校	第二中学校
	千波中弓道地域クラブ			千波中学校	千波中学校
	内原中弓道地域クラブ			内原中学校	内原中学校
レスリング	第四中レスリング地域クラブ	一極活動型		第四中学校	第四中学校
吹奏楽	第一中吹奏楽地域クラブ	単独活動型		第一中学校	第一中学校
	石川中吹奏楽地域クラブ			石川中学校	石川中学校
	第二中吹奏楽地域クラブ			第二中学校	第二中学校
	千波中吹奏楽地域クラブ			千波中学校	千波中学校
	第四中吹奏楽地域クラブ			第四中学校	第四中学校
	見川中吹奏楽地域クラブ			見川中学校	見川中学校
	笠原中吹奏楽地域クラブ			笠原中学校	笠原中学校
	第三中・常澄中吹奏楽地域クラブ	合同活動型	○	検討中	第三中学校・常澄中学校
	緑岡中・赤塚中吹奏楽地域クラブ		○	検討中	緑岡中学校・赤塚中学校
双葉台中・内原中吹奏楽地域クラブ	○		検討中	双葉台中学校・内原中学校	
合唱	第四中合唱地域クラブ	一極活動型		第四中学校	第四中学校

※対象生徒等は、対象校に関わらず原則として希望する地域クラブに参加することができる。

※経過措置の欄に「○」がある合同活動型の地域クラブは、指導環境が整い次第、随時、単独活動型に移行する。

※上記の地域クラブの編成は、令和8年3月現在の見込みであり、指導者の状況等により変更の可能性はある。

議案第 13 号

## 令和 8 年度水戸市教育行政方針について

令和 8 年度水戸市教育行政方針について、別紙のとおり決定する。

令和 8 年 3 月 19 日提出

水戸市教育委員会教育長 志 田 晴 美

## 令和8年度水戸市教育行政方針

本市の教育行政の推進に当たっては、生命・人権尊重の精神を基盤として、知性にとみ、心身ともに健全で、調和のとれた人間の形成を目指し、水戸市教育施策大綱に掲げる基本理念「水戸を愛し、世界で活躍できる人材の育成」のもと、先人の教えである先見性や実践性、国際的な視野を念頭に置き、近世の教育遺産群として日本遺産に認定された弘道館の魁の精神を受け継ぐ文教の府にふさわしい、水戸ならではの魅力ある教育の推進に努める。

また、よりよい教育環境の中で、家庭、地域、学校など、社会全体の連携を強化し、未来をリードする子どもの健やかな成長を図るとともに、誰もが生涯を通じて学習できる環境づくりを行い、地域の教育力の向上と地域コミュニティ活動の活性化を図り、地域社会を牽引し、国際社会で活躍できる人材の育成を目指す。

### 基本的方向1 子どもをしっかりと育てる環境づくりの推進

未来をリードする子どもを健やかで心豊かに育てるため、家庭、地域、学校等が連携、協力し、それぞれの役割を十分に果たしながら、社会全体で子どもをしっかりと育てる体制づくりに努める。

また、幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校<sup>※1</sup>が互いに連携を深めながら、社会で自立して生きるための基礎を育み、子どもの健やかな成長、発達の支援に努める。

### 基本目標1 人間としての基礎を育む家庭づくり

家庭において、親子などの深い情愛をもったふれあいを通して、社会的なマナーを身につけ、豊かな情操等を育めるよう、子どもの健やかな育ちの基盤である家庭の教育力の向上を図る。

#### 1 家庭の教育力の向上

市民センターや学校、保育所等と連携しながら、子どもの発達段階に応じた学習機会を幅広く提供するとともに、支援を必要とする家庭に対し、個に寄り添った相談対応や情報提供を行うなど、家庭教育を支援するための取組の充実に努める。

目標指標	訪問型家庭教育支援事業における個別相談後の状況改善率 <sup>※2</sup> 100%
------	--

主な施策	主な内容
	基本的な生活習慣や学習習慣を身につけさせるための家庭教育への支援
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭教育講座等の充実</li> <li>・訪問型家庭教育支援事業の推進</li> </ul>

※1 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程を含むものとする。

※2 個別相談を申し込んだ世帯のうち、「気持ちが悪くなった。」など好ましい変化がみられた世帯数の割合。

## 基本目標 2 安心で安全な地域づくり

地域住民によるボランティア活動等を通して、地域で子どもを守り育てる体制づくりに努めるとともに、放課後を含めて、安心して過ごせる環境を整備する。

### 1 地域で子どもを見守る体制づくりの推進

子どもたちが安全、安心な学校生活を送るため、警察、PTA、地域ボランティア等の関係機関・団体と、より一層の連携を図りながら、登下校時の安全対策や不審者対策など、地域ぐるみの学校安全対策の強化に努める。

また、地域人材の活用や地域住民によるボランティア活動等を通して、学校や子どもを支援する取組を推進するなど、地域ぐるみで子どもの健やかな成長を育む体制づくりに努める。

さらに、児童生徒が将来にわたり、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、市直営の地域クラブを設置するなど、部活動の地域展開等を図る。

目標指標	部活動の地域展開における休日の地域クラブ導入
------	------------------------

主な施策	主な内容
安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 登下校時における安全対策の充実 通学路安全対策、スクールガード活動の促進等</li></ul>
地域の教育力の活用	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域人材の活用 ゲストティーチャー、スクールボランティア等</li><li>・ 大学と連携した学校行事や学習の支援</li></ul>
地域スポーツ・文化クラブ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 部活動の地域展開 休日の地域クラブの設置、自主運営クラブの紹介</li><li>・ 部活動の地域連携 部活動指導員の配置</li></ul>

### 基本目標3 子どもをしっかりと育てる学校づくり

子どもの心身の健やかな成長と発達を支援するため、安全で快適な教育環境の整備に努めるとともに、人間形成の上で重要な幼児期の教育を基盤として、地域の理解と参画を得ながら、より質の高い学校教育を推進する。さらに、中核市としての特色を生かした研修を実施し、教員の指導力や資質の向上を図るとともに、誇りや生きがいをもって子ども一人一人と確実に向き合える環境を整える。

#### 1 幼児教育の充実及び小学校教育への円滑な接続

幼児教育においては、生涯にわたる人格形成の基礎を培うとともに、子どもの心身の発達や特性を考慮し、健全な発達に適した教育環境の整備を図り、「遊び」を中心とした人との関わりや心身の健全な発達に資する総合的な指導に努める。

また、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、私立等も含めた幼稚園、保育所、認定こども園と小学校等で組織する「幼児教育と小学校教育接続のための協議会」において、職員の資質向上を目指した研修等を実施するとともに、各学区等における架け橋カリキュラムの作成や合同研修会等を通して幼稚園等と小学校との連携や相互理解を深め、架け橋期（5歳児から小1までの2年間）の教育の充実に努める。

目標指標	幼稚園等と小学校の合同研修会の実施 全小学校（33校）
------	--------------------------------

主な施策	主な内容
幼児教育の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・英語遊びの実施</li><li>・幼稚園等への訪問指導の充実</li></ul>
架け橋期の教育の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・「幼児教育と小学校教育接続のための協議会」における研修や情報の共有</li><li>・架け橋カリキュラムの推進</li></ul>

## 2 教育環境の整備、充実

子どもが安全かつ快適な環境で過ごすことができるよう、長寿命化改良事業や屋内運動場空調設備整備・トイレ洋式化事業をはじめとする学校施設の整備を推進するなど、教育環境の充実に努める。

<b>目標指標</b>	妻里小学校校舎長寿命化改良工事 完了
-------------	-----------------------

<b>主な施策</b>	<b>主な内容</b>
学校施設の整備、充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・長寿命化改良事業の推進 工事：妻里小学校校舎、緑岡小学校校舎 設計：赤塚中学校校舎、吉田小学校屋内運動場※<sup>3</sup></li><li>・校舎増築事業の推進 工事：吉沢小学校、第四中学校</li><li>・学校施設の緊急安全対策の推進</li><li>・学校施設のバリアフリー化の推進</li><li>・屋内運動場空調設備整備・トイレ洋式化事業の推進 工事：小学校1校及び中学校16校※<sup>4</sup> 実施設計：小学校15校</li><li>・学校給食施設設備の整備、充実 厨房機器等の計画的な更新</li></ul>

※<sup>3</sup> 空調設備整備を含む。

※<sup>4</sup> 小中で同一の屋内運動場を使用している見川中学校、国田義務教育学校を含む。

### 3 地域とともにある特色ある学校づくり

子どもの教育活動や学校運営に関する情報を家庭や地域に公表するとともに、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の円滑な運営により、保護者や地域住民等の理解と参画を得ながら、家庭、地域との連携のもと、地域とともにある特色ある学校づくりに努める。

また、市民センターに地域と学校をつなぐコーディネーターとしての役割を持たせ、学校運営協議会で協議された課題の解決や提案の実現を図る地域学校協働活動を進め、学校を核とした地域づくりに努める。

各中学校区における教育活動を推進するため、各中学校区が掲げる小中一貫グランドデザインに基づき、系統的・継続的な教育の充実に努めるとともに、少人数での教育のよさを生かした小規模特認校において、英語教育、理科・環境教育など、学校の特色を生かした教育を推進する。

<b>目標指標</b>	地域学校協働活動実施校における学校運営協議会で協議された課題解決に向けた取組実施率 100%
-------------	---

主な施策	主な内容
地域住民の学校運営への参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校運営協議会制度の充実</li> <li>・ 地域学校協働活動の推進</li> </ul>
学校への理解を深めるための取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校ホームページ等を活用した学校情報の発信</li> </ul>
小中一貫教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小中一貫教育の推進</li> <li>・ 「水戸まごころタイム」の充実</li> </ul>
学校の特色を生かした教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特色ある学校づくりの推進 小規模特認校制度、<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">新</span><sup>※5</sup> <u>小規模特認校活性化事業</u></li> </ul>

※5 新規事業。

#### 4 健やかな心と体の育成

子どもがよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、自己を見つめ、人間としての生き方について考えを深める学習を通して、健やかな心を育成する。

また、子どもの健康の保持・増進と体力の向上を図るため、発達段階や系統性を踏まえながら、生涯にわたって運動に親しむことができる資質や能力の向上に取り組むとともに、定期健康診断等による疾病、異常等の早期発見に努める。

さらに、学校給食を活用した食育の拠点である学校給食共同調理場等において、安全・安心で栄養バランスに優れた給食を提供することはもとより、子どもの望ましい食習慣の形成に向け、研修会を開催するなど、児童生徒をはじめ、広く市民に開かれた食育活動に取り組むとともに、地場産物の活用や大学との連携事業等による食育の推進に努める。

<b>目標指標</b>	学校給食での地場産物の活用※ <sup>6</sup> 80%
-------------	------------------------------------

主な施策	主な内容
道徳教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重点内容項目を明確にした道徳授業の実施</li> <li>・ 副読本「道徳 まごころ」の活用</li> </ul>
体力・運動能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体カアップ推進プランに基づく取組の推進</li> </ul>
学校保健・安全の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童生徒の健康保持・増進 小児生活習慣病予防健診、中学生ピロリ菌検査、各種健康診断の実施等</li> <li>・ 性教育、健康教育の推進 性教育に対する講演会、薬物乱用防止教室等の実施</li> <li>・ 学校の安全管理体制の充実 学校等救急搬送時選定療養費補助金</li> <li>・ 避難訓練の実施</li> </ul>
食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食育の充実 有機農産物を含む地場産物の活用拡大、大学との連携、食育講演会の開催、学校給食共同調理場の活用等</li> <li>・ 安全で安心な学校給食の提供 衛生管理の徹底、食物アレルギーへの対応等</li> <li>・ 公費負担による学校給食の提供</li> </ul>

※6 茨城県の調査「学校給食における地場産物の活用状況調査」による。

## 5 指導・相談体制の充実

問題行動等生徒指導上の諸課題について、家庭、地域、学校、関係機関と連携、協力しながら、適切な指導を行うなど、子どもが社会の一員として生きる基盤を育てる学校づくりを推進する。

また、不登校の未然防止に向け、一人一人の考えを尊重し、互いの良さを認め合う意識の醸成や集団づくりを進めることで、安心して通える魅力ある学校を目指すとともに、子どもの社会的自立に向け、学校及び学校外の専門機関等と連携を図りながら、多様な学びの場の提供や相談体制を強化するなど、一人一人に寄り添いながら、個々の状況に応じた支援に努める。

さらに、特別な教育的支援を必要とする子どもが、その必要とする支援や発達段階等に応じた適切な教育を受けることができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、個に応じた就学相談体制や指導の充実に努める。

<b>目標指標</b>	学校及び学校外の専門機関等とつながっていない不登校児童生徒 ゼロ
<b>主な施策</b>	<b>主な内容</b>
生徒指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不登校児童生徒の早期発見・早期支援</li> <li>・ 教育ダッシュボードによる「こころの健康観察」の実施</li> <li>・ 教育支援センター（教育相談室・うめの香ひろば）における支援の充実</li> <li>・ 学校における相談体制の充実             <ul style="list-style-type: none"> <li>スクールカウンセラー、心の教室相談員の活用促進等</li> </ul> </li> <li>・ 家庭的な問題を抱える児童生徒への教育・福祉両面からの専門的支援の充実             <ul style="list-style-type: none"> <li>スクールソーシャルワーカーの活用促進</li> </ul> </li> <li>・ 校内フリースクールにおける支援の充実             <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校9校（新設3校）及び全中学校における支援</li> </ul> </li> <li>・ 民間フリースクール等と連携した支援</li> </ul>
特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援教育コーディネーターを中心とする校内相談体制の充実</li> <li>・ 特別支援教育支援員の配置による支援体制の充実</li> <li>・ 看護職員（医療的ケア支援員）の配置による医療的ケア児への支援</li> <li>・ 特別支援教育専門員による教職員や保護者への専門的な助言・相談体制の充実</li> <li>・ 早期支援体制、就学相談体制の充実             <ul style="list-style-type: none"> <li>心理検査の専門性を有する調査員の配置拡充、こども発達支援センター等との連携強化、5歳児健診からの小学校入学への円滑な接続</li> </ul> </li> </ul>

## 6 教職員の資質能力の向上・働き方改革の推進

質の高い教育を提供するため、中核市として本市の実情に合ったよりきめ細かな研修等を通して、使命感の醸成や実践的指導力の育成、高度な専門的知識の習得など、さらなる教職員の資質能力の向上に努めるとともに、教育会との連携による研究事業の推進や、訪問指導の充実に努める。

また、教員が子どもと向き合う時間を確保するため、教職員の働き方改革基本方針に基づき、業務改善に取り組むとともに、教職員の意識改革を推進するなど、長時間勤務の縮減に努める。

目標指標	月あたりの時間外在校等時間が 80 時間を超える教職員数 <sup>※7</sup> ゼロ
------	--

主な施策	主な内容
教職員の資質能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市独自の教職員研修の充実</li> <li>・教員の I C T 活用能力の向上</li> <li>・英語指導力の強化</li> <li>・指導者用デジタル教科書の効果的な活用</li> <li>・教育会（研修事業部）との連携</li> </ul> <p style="text-align: center;">S T E A M 教育<sup>※8</sup>等の教科横断的な学習の推進に関する研修</p>
研究事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査研究事業の推進 研究指定校、学力向上調査研究事業</li> <li>・教育会（研究事業部、広報事業部）との連携 教科・領域研究部会及び教育研究発表会への助言・指導 教育研究奨励（論文）への助言・指導</li> </ul>
指導、助言の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問指導による授業力向上や生徒指導への支援</li> <li>・学校事故への迅速な対応</li> </ul>
教職員の働き方改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場環境の充実 校務支援システムの活用、インターネットバンキングの活用、学校弁護士相談事業（<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">新</span> 保護者等との面談における代理人業務）、学校支援員の配置、通話録音装置の全小・中学校導入、<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">新</span> 全校統一の勤怠管理システムの導入等</li> <li>・教職員の意識改革の促進 勤務時間の管理徹底、面談の実施、学校閉庁日の実施等</li> </ul>

※7 ただし、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加があった月を除く。

※8 各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な教育（Science：科学、Technology：技術、Engineering：工学、Arts：芸術文化、生活、経済、法律、政治、倫理等、Mathematics：数学）。

## 基本的方向2 一人一人の確かな学びと夢を実現する水戸スタイルの教育の推進

学習指導要領の趣旨を踏まえ、子どもの「生きる力」をより一層育むため、創意工夫を凝らした特色ある教育活動の展開や本市の教育資源を活用した学習等を通して、学びの基礎や確かな学力を身につけるとともに、豊かな感性や思いやりの心の育成に努める。

また、教育DX<sup>※9</sup>を推進し、教育環境を取り巻く変化に柔軟に対応しながら、子ども一人一人の良さや可能性を伸ばすことにより、次の時代をリードし、水戸の明るい未来を創造していける人材、国内外で活躍できる人材の育成に努める。

### 基本目標4 確かな学びと学習意欲を高める教育【チャレンジプランの推進】

子どもの「生きる力」の育成を目指し、確かな学力の定着や自ら学ぼうとする意欲を育成する「チャレンジプラン」を推進し、基本的な生活習慣の確立や個に応じた学習指導の充実を図る。

#### 1 学びの基礎や確かな学力の定着

子どもが主体的に学習に取り組む態度を養い、基礎的・基本的な知識・技能を習得できるよう努めるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等のバランスのとれた育成に努める。

また、家庭との連携を図りながら、基本的な生活習慣や学習習慣の確立に努める。

<b>目標指標</b>	全国学力・学習状況調査の各教科における平均正答率（対全国平均） （小6）+0.5ポイント以上、（中3）+0.5ポイント以上
-------------	--

<b>主な施策</b>	<b>主な内容</b>
確かな学力の定着	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 基本的な生活習慣の確立 規律と協働を高める取組の推進</li><li>・ 個に応じた学習指導の充実 学力向上サポーターによる指導</li><li>・ 教育データを活用したきめ細かな学習指導・支援 教育ダッシュボードによるデータの可視化</li></ul>
自ら学ぼうとする意欲の育成	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 数学・学習相談「SPOT in MITO」の実施</li><li>・ 大学との連携事業「つながる学び みと☆Future College」による授業の充実</li></ul>

※9 教育 Digital Transformation。デジタル技術を活用し、学校教育をよりよいものに変革すること。

## 基本目標5 世界で活躍できる資質を磨く教育【グローバルプランの推進】

英会話力や情報活用能力の向上を図るとともに、防災リーダーなど次世代リーダーを育成する「グローバルプラン」を推進し、新しい時代を切り拓き、一人一人の夢の実現に向かって世界で活躍できる資質・能力を育成する。

### 1 社会変化に対応した教育の推進

子どもが「Society5.0時代」をはじめとするこれからの時代を生き抜いていけるよう、ICT教育、国際理解教育の推進とともに、次世代リーダーの育成など、グローバル社会で活躍できる力の育成に努める。

目標指標	英検3級相当以上の生徒の割合（中3卒業時） 70%
------	------------------------------

主な施策	主な内容
英会話力の向上	<ul style="list-style-type: none"><li>実践的なコミュニケーション能力の育成 英語指導助手（AET）を活用した英会話授業の実施、夏季休業期間等における英会話活動プログラムの実施</li><li>市独自の英語学習教材の効果的な活用</li></ul>
情報を活用できる能力の育成	<ul style="list-style-type: none"><li>1人1台端末等を活用した個別最適な学びと協働的な学びの充実 デジタル教材の活用、外部講師との交流授業の実施等</li><li>情報モラル・セキュリティに関する理解の促進</li><li>STEAM教育の実践 <b>新</b> STEAM Lab<sup>※10</sup>（小学校1校、中学校1校）の設置</li></ul>
次世代リーダーの育成	<ul style="list-style-type: none"><li>市内高等学校等と連携した次世代エキスパート育成事業の充実</li><li>防災リーダー育成事業の実施</li></ul>

※10 STEAM教育を実践するため、3Dプリンタや高性能PCなど先端機器等を備えた研究室（教室）。

## 基本目標6 郷土を愛し、豊かな感性を磨く教育 【キャリアプランの推進】

郷土への理解と関心を深める教育や水戸芸術館を活用して豊かな感性を育む教育を充実するとともに、さまざまな体験学習を通して協調性や自律性を育む「キャリアプラン」を推進し、社会に貢献しようとする態度や困難を乗り越える強い精神力を育成する。

### 1 郷土を愛する心を育てる教育の充実

水戸の自然や歴史、文化、産業などについて理解を深めるとともに、地域に伝わる文化や伝統芸能の継承活動、副読本を活用した郷土教育などを通して、ふるさと水戸を愛する心の育成に努める。

また、おもてなしボランティア等の活動を通して、もてなしの心や社会に尽くす態度の育成に努める。

<b>目標指標</b>	日本遺産現地見学の実施 24校
-------------	--------------------

<b>主な施策</b>	<b>主な内容</b>
郷土への理解を深める教育の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・「水戸まごころタイム」における水戸教学の推進</li><li>・日本遺産の学習への社会科副読本の活用</li><li>・日本遺産現地見学の推進</li></ul>
もてなしの心を育む教育の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・おもてなしボランティア活動の推進 チーム魁、魁二の丸隊、水戸黄門漫遊マラソン等</li></ul>

## 2 豊かな感性の育成

水戸芸術館等との連携による芸術教育、自然体験活動等を通して、心豊かでたくましい子どもの育成に努める。

また、企業等との連携による職場見学や職場体験活動等を通して、学ぶことや働くこと、生きることを実感させ、将来について考えるキャリア教育等の充実に努める。

<b>目標指標</b>	自然体験教室における主体的な行動ができた生徒 80%以上
<b>主な施策</b>	<b>主な内容</b>
世界に誇る水戸芸術館等と連携した芸術教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芸術鑑賞会の開催（演劇・音楽部門）</li> <li>・<b>新</b> <u>「こども芸術の祭典」の開催（音楽・美術部門）</u></li> <li>・水戸芸術館による学校訪問アートプログラムへの参加（美術部門）</li> </ul>
体験学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等と連携した職場見学、職場体験の実施</li> <li>・<b>新</b> <u>自主性を育む自然体験教室の実施</u> 生徒自らが行き先・活動内容を企画する自然体験教室の実施</li> </ul>

## 基本目標7 いのちや人権を大切にする教育【ふれあいプランの推進】

いじめの未然防止や解決に向けて取り組む「ふれあいプラン」を推進し、いのちや人権を尊重する態度やいじめを許さない気運を醸成するとともに、規範意識や思いやりの心を育成する。

### 1 いじめ解決に向けた取組の推進

いじめの未然防止及び早期発見に向け、小さいいじめも見逃さない学校づくりに努めるとともに、悩みを抱える子どもが安心して相談しやすい環境を整え、いじめ問題に組織的に取り組み、迅速で的確な対応を行うなど、いじめの早期解消を図る。

また、人権教育を通して、子ども一人一人が発達段階に応じ、人権課題の正しい理解や確かな人権感覚を養うとともに、あらゆる偏見や差別をなくし、互いの大切さを認め合う心の育成に努める。

目標指標	いじめ解消率（次年度フォローアップ値） 100%
------	-----------------------------

主な施策	主な内容
いじめの未然防止	<ul style="list-style-type: none"><li>・ あいさつ運動の実施</li><li>・ いじめ解決フォーラム、ワークショップの実施</li><li>・ SNSによるいじめ防止に関する講演会の実施</li></ul>
いじめの早期発見・早期対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 悩みを相談しやすい環境づくりの推進 いじめ相談ダイヤルの設置、1人1台端末のアンケート機能を活用した校内オンライン相談窓口の開設、教育ダッシュボードによる「こころの健康観察」の実施等</li><li>・ いじめの実態調査の実施</li></ul>
学校における人権教育の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 人権課題に関する教育、啓発活動の充実</li></ul>

### 基本的方向3 参画と協働の人づくりの推進

青少年・若者の成長と自立を社会全体で支え、見守り、育てるとともに、市民一人一人が生涯を通じて自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、あらゆる機会、場所において学習することができ、その成果を地域に生かすことができるよう努める。

また、歴史的資源を生かした歴史まちづくりを市民との協働で進め、郷土に対する誇りと愛着を深めるとともに、歴史と伝統を基底に、国内外で活躍できる人材の育成に努める。

#### 基本目標8 社会に参画する若者づくり

地域と一体となって、若者の健やかな成長を促し、豊かな人間性や社会性を備え、さまざまな地域活動へ積極的に参画し、社会で躍動する自信あふれる若者を育成する。

##### 1 青少年・若者の健全育成

豊かな人間性や社会性を備えた青少年・若者を育むため、家庭、地域、学校、行政が連携を図りながら、青少年・若者が主体的に活動できる仕組みづくりを進めるとともに、ボランティア活動をはじめ、多様な体験活動の機会を創出する。

また、関係機関・団体と連携し、街頭補導活動や社会環境健全化活動を推進するとともに、電話、来所等による相談活動を通して、青少年の問題行動の早期発見や非行防止に努める。

少年自然の家においては、現代的な教育課題に対応した体験活動や地域の特性を生かした少年自然の家ならではの事業を推進し、自然体験活動の拠点としての機能充実に努める。

目標指標	高校生ボランティア参加者数（年間） 1,300人
------	-----------------------------

主な施策	主な内容
青少年・若者の健全育成のための事業の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 青少年・若者の自主的な社会参加活動の促進 青少年・若者のボランティア活動の推進</li><li>・ 青少年育成団体等との協働による青少年・若者の交流創出及び活動支援の充実</li><li>・ 少年自然の家における多様な自然体験活動の充実</li></ul>
問題行動の早期発見と非行防止	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 青少年相談員による街頭補導の実施</li></ul>

## 基本目標9 社会や地域のために自ら活動する人づくり

市民一人一人があらゆる場所、機会において、自ら学び、その成果を地域に生かす環境づくりを進め、変化に対応して新たな価値を創造し、地域社会を牽引する人材を育成する。

### 1 学習機会の充実

市民が自ら学び、豊かな心を養うことができるよう、市民ニーズや社会の要請に応じた多様な学習機会、学習情報の提供に努める。

さらに、学習によって得られた成果をまちづくりや人づくりに生かしていくための環境づくりに努める。

図書館においては、図書や資料の収集等をはじめ、学校図書館と連携し、子どもが読書に親しむ環境づくりを進めるなど、市民の自主的な学習活動の支援に努める。

人権教育においては、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく基本計画を踏まえ、全ての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、広く人々の人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消と人権に関わる問題の解決に努める。

目標指標	図書館における個人貸出し実人数 25,000人
------	----------------------------

主な施策	主な内容
学習環境の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 現代的課題や地域課題の解決に向けた学習機会の提供</li><li>・ <b>新</b> デジタル人材の育成 探究型ワークショップ、プログラミング講座の活用</li><li>・ 市民センターにおける「みと弘道館大学」の充実 一般教養講座、定期講座の開催</li><li>・ 市民センター職員を対象とする職員研修の充実 社会教育事業推進のための基礎知識の習得、事業の企画立案の進め方等</li><li>・ みと好文カレッジ事業の充実 生涯学習サポーター等の人材の活用、現代的課題を取り扱った講座等の開催</li></ul>
人権教育の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 部落差別（同和問題）等の人権問題に関する教育、啓発活動の充実</li></ul>
図書館事業の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 図書や資料の収集などの図書館サービスの充実</li><li>・ 子どもの読書活動の推進</li><li>・ 学校図書館支援事業の推進</li><li>・ （仮称）南部図書館の整備検討 基本構想の策定</li></ul>

## 基本目標 10 歴史を学び未来へ受け継ぐ人づくり

市民との協働により、風格ある歴史まちづくりを進め、郷土への誇りと愛着を深めるとともに、歴史や文化、芸術に親しみ、国際社会で活躍できる人材を育成する。

### 1 歴史的資源の保全と活用

水戸の貴重な財産である歴史的資源を大切に守り、次代へ継承するとともに、水戸ならではの風格ある歴史まちづくりを進め、まちの魅力として高めていくため、文化財の適切な保存、活用に努める。

また、近世日本の重要な教育遺産であり、日本遺産の構成文化財である弘道館と偕楽園の世界遺産登録に向け、関係自治体との推進協議会を通じた広域連携による取組を進めるとともに、学校教育の場での活用や市民との協働による取組の推進に努める。

博物館においては、郷土水戸に関わりのある自然、歴史、民俗、美術等の資料を収集・保管するとともに、展覧会の開催等を通して、郷土の歴史や文化、自然にふれることのできる機会を提供するなど、地域、学校との連携のもと、市民が楽しむことのできる教育普及事業の充実に努める。

目標指標	市指定文化財指定及び市地域文化財認定（年間） 3件
------	------------------------------

主な施策	主な内容
文化財の保存、活用	<ul style="list-style-type: none"><li>・市指定文化財の指定及び市地域文化財の認定</li><li>・水戸城歴史的建造物の活用</li><li>・水戸城土塁（法面）の整備の推進</li><li>・ヒカリモの検証・活用事業の推進</li><li>・史跡等整備活用事業の推進 台渡里官衙遺跡群</li><li>・埋蔵文化財発掘調査事業及び公開活用事業の推進</li><li>・民俗芸能伝承団体への支援</li></ul>
世界遺産登録・日本遺産周知に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・広域連携による世界遺産登録推進活動と市民との協働による取組の推進</li><li>・日本遺産ブランド力向上事業の推進 茨城県日本遺産3市連携事業（牛久市・笠間市）の開催、近世日本の教育遺産群の魅力PR（足利市・備前市・日田市）等</li></ul>
博物館事業の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・特別展等の開催 夏休み子どもミュージアム、秋季・冬季特別展</li><li>・小・中学校との連携事業の推進 体験講座、出前講座、職場体験等</li><li>・内原郷土史義勇軍資料館における展示の充実 市民協働による企画展の開催</li></ul>

目標指標一覧

目標指標	目標値	R7実績	R6実績	計画等における目標値
訪問型家庭教育支援事業における個別相談後の状況改善率	100%	90.9%(見込み)	94.1%	
部活動の地域展開における休日の地域クラブ	導入			市直当地域クラブの設立 【市第7次総合計画3か年実施計画2026年度～2028年度】
幼稚園等と小学校の合同研修会の実施	全小学校(33校)	27校	12校	
妻里小学校校舎長寿命化改良工事	完了	校舎1校【寿小】	校舎1校【石川小】	学校施設長寿命化改良事業 妻里小校舎 完了 【市第7次総合計画3か年実施計画(2026年度～2028年度)】
地域学校協働活動実施校における学校運営協議会で協議された課題解決に向けた取組実施率	100%	88.8%(見込み)	73.3%	
学校給食での地場産物の活用	80%	73.8%	81.0%	80%以上(R10)【市学校給食基本計画】
学校及び学校外の専門機関等とつながっていない不登校児童生徒	ゼロ	(R8年3月末集計)	ゼロ	ゼロにすることを目指す【COCOLOプラン(令和5年3月31日文部科学省通知)】
月あたりの時間外在校等時間が80時間を超える教職員数	ゼロ	132人(R8年2月末現在)	168人	月あたりの時間外在校等時間が45時間以下の割合100%(R11) 【公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(文部科学省)】 〃 【市教職員の働き方改革基本方針】
全国学力・学習状況調査の各教科における平均正答率(対全国平均)	(小6)+0.5ポイント以上	(小6)国語+1.2 算数+1.0	(小6)国語+0.3 算数-0.4	各教科全国平均+0.5以上(R10)【市第7次総合計画】 各教科全国平均+1.0以上(R15)【市第7次総合計画】
	(中3)+0.5ポイント以上	(中3)国語+0.7 数学+1.7	(中3)国語+0.9 数学-1.5	
英検3級相当以上の生徒の割合(中3卒業時)	70%	58.0%	64.3%	70%(R10)【市第7次総合計画】 〃 (R15)【市第7次総合計画】 60%(R9)【第4期教育振興基本計画(文部科学省)】
日本遺産現地見学の実施	24校	19校	16校	
自然体験教室における主体的な行動ができた生徒	80%以上	69.2%【船中泊】	75.2%【船中泊】	
いじめ解消率(次年度フォローアップ値)	100%	(R8年7月末集計)	98.8%	100%(R10)【市第7次総合計画】 〃 (R15)【市第7次総合計画】
高校生ボランティア参加者数(年間)	1,300人	865人(見込み)	1,337人	1,100人(R10)【市第7次総合計画】 1,200人(R15)【市第7次総合計画】
個人貸出し実人数(有効登録者数)	25,000人	22,773人(R8年3月16日現在)	23,532人	28,000人(R10)【市図書館基本計画】
市指定文化財指定及び市地域文化財認定(年間)	3件	6件	4件	市指定文化財の期間内新規指定数15件(R8～R15) 【水戸市文化財保存活用地域計画】

議案第 14 号

## 水戸市教育委員会規則の読点の表記の整備に関する規則

この規則の施行の際現に効力を有する規則において読点として表記する「,」を「、」に改める。

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 19 日提出

水戸市教育委員会教育長 志 田 晴 美

議案第 15 号

## 水戸市教育委員会規程の読点の表記の整備に関する規程

この規程の施行の際現に効力を有する規程において読点として表記する「,」を「、」に改める。

付 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 19 日提出

水戸市教育委員会教育長 志 田 晴 美

## 水戸市立学校教職員安全衛生管理規程

水戸市立学校教職員安全衛生管理規程を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）その他関係法令の規定に基づき、教職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成を促進することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 水戸市立小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園設置条例（昭和39年条例第16号）第1条に規定する小学校、同条例第2条に規定する中学校及び同条例第3条に規定する義務教育学校をいう。
- (2) 教職員 学校に勤務する市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員をいう。
- (3) 校長 学校教育法（昭和22年法律第26号）第7条に規定する校長をいう。

(教育委員会の責務)

第3条 教育委員会は、学校における教職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成の促進に努めなければならない。

(校長の責務)

第4条 校長は、教職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成の促進に努めなければならない。

(教職員の責務)

第5条 教職員は、自己の健康の保持及び増進並びに労働の安全の確保に努めなければならない。

- 2 教職員は、安全及び健康の管理上必要な事項について、校長その他教職員の安全及び衛生の管理に携わる者の指示又は指導を受けたときは、これを誠実に守らなければならない。

(衛生管理者)

第6条 教職員数が常時50人以上の学校に衛生管理者を置く。

- 2 衛生管理者は、規則第10条に規定する資格を有する者のうちから、校長の推薦に基づき、教育委員会が選任する。
- 3 衛生管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 教職員の健康障害を防止するための措置に関すること。

(2) 教職員の衛生のための教育の実施に関する事。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教職員の健康管理に関する事。

4 衛生管理者は、職場を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに教職員の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(衛生推進者)

第7条 教職員数が常時10人以上50人未満の学校に衛生推進者を置く。

2 衛生推進者は、教職員のうちから校長が選任する。

3 衛生推進者は、前条第3項各号に掲げる業務を行う。

(産業医)

第8条 教職員数が常時50人以上の学校に産業医を置く。

2 産業医は、医師のうちから教育委員会が選任する。

3 産業医は、次の各号に掲げる事項のうち医学に関する専門的知識を必要とするものに関する業務を行う。

(1) 健康診断の実施及びその結果に基づく教職員の健康を保持するための措置に関する事。

(2) 法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「心理的負担の検査」という。）、同条第3項に規定する面接指導（以下「面接指導」という。）、規則第52条の14第1項に規定する検査の結果の集計及び分析（以下「心理的負担の検査等」という。）の実施並びにその結果に基づく教職員の健康の保持及び増進を図るための措置に関する事。

(3) 健康教育、健康相談、衛生教育その他教職員の健康の保持及び増進を図るための措置に関する事。

(4) 作業環境の維持及び管理に関する事。

(5) 作業の管理に関する事。

(6) 教職員の健康障害の原因の調査及び再発の防止のための措置に関する事。

4 産業医は、前項各号に掲げる事項について、教育委員会に対して勧告し、又は校長、衛生管理者若しくは衛生推進者に対して指導し、若しくは助言することができる。

5 産業医は、職場を巡視し、執務方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに教職員の健康障害を防止するための必要な措置を講ずるものとする。

(衛生委員会の設置)

第9条 教職員数が常時50人以上の学校に衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第10条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査及び審議をし、教育委員会に意見を述べるものとする。

(1) 教職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事。

(2) 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事。

(3) 公務災害の原因の調査及び再発の防止対策に関する事。

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第11条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が指名する4人以上の委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 衛生管理者
- (3) 産業医
- (4) 衛生について経験を有する教職員  
(委員の任期)

第12条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠により任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任を妨げない。  
(委員長)

第13条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長には、校長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の会務を掌理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。  
(会議)

第14条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。  
(関係者の出席)

第15条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。  
(結果報告)

第16条 委員長は、委員会を開催したときは、調査及び審議の結果を教育委員会に報告するものとする。  
(庶務)

第17条 委員会の庶務は、その設置された学校において行う。  
(委員会への委任)

第18条 第9条から前条までに規定するもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が別に定める。  
(健康診断の実施)

第19条 教育委員会は、教職員の健康を確保するため、定期健康診断その他健康管理上必要と認める健康診断を実施しなければならない。

- 2 健康診断の検査項目その他健康診断の実施について必要な事項は、別に定める。  
(健康診断の周知)

第20条 教育委員会は、健康診断を実施しようとするときは、校長に通知しなければならない。

- 2 校長は、前項の規定による通知を受けたときは、教職員に周知し、指定された期日又は期間内に健康診断を受けられるようにしなければならない。  
(健康診断の受診の義務)

第21条 教職員は、それぞれ指定された期日及び場所において健康診断を受けなければならない。

2 教職員は、やむを得ない理由により前項の健康診断を受けられなかったときは、当該理由が消滅した後、速やかに当該健康診断において実施された項目について、適宜の医療機関において健康診断を受けなければならない。

(健康診断の免除)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者が当該内容を証明する書類を提出したときは、定期健康診断を免除することができる。

(1) 健康診断を受けるとき、健康診断の対象となる疾病の治療又は医師の管理を受けている者

(2) 当該年度において健康診断の対象となる項目が含まれている健康診断を受けた者  
(心理的負担の検査等の実施)

第23条 教育委員会は、心理的負担の検査等を実施しなければならない。

2 心理的負担の検査の検査項目その他心理的負担の検査等の実施について必要な事項は、別に定める。

(事後措置)

第24条 教育委員会及び校長は、面接指導の結果及び法第66条の10第5項の規定による医師の意見を勘案し、必要と認めるときは、適切な措置を講じなければならない。この場合において、教職員に対して措置を講じるときは、当該教職員の実情を考慮しなければならない。

(不利益な取扱いの禁止)

第25条 教育委員会及び校長は、教職員に対し、次の各号に掲げる事由による不利益な取扱い(前条の規定により講ずる措置を除く。)をしてはならない。

(1) 心理的負担の検査又は面接指導を受け、又は受けていないこと。

(2) 心理的負担の検査に係る結果の提供に同意しないこと。

(3) 心理的負担の検査又は面接指導の結果

(作業管理)

第26条 校長は、教職員の健康に配慮して、その従事する作業を適切に管理するように努めなければならない。

(精神衛生)

第27条 校長は、教職員の精神疾患の予防のため、教職員相互の融和、生活指導、適正配置等に努めるとともに、精神疾患の疑いのある教職員を発見した場合は、専門医の診断を受けさせる等適切な措置を講じなければならない。

(健康相談の実施)

第28条 産業医及び校長は、教職員から健康について相談を受けたときは、適切な指導及び助言を行わなければならない。

(健康教育の実施)

第29条 教育委員会は、教職員に対する健康教育、健康相談その他教職員の健康の保持増進を図るために必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければならない。

2 教職員は、前項の教育委員会が講ずる措置を利用して、その健康増進に努めるものとする。

(秘密の保持)

第30条 この規程に基づく健康診断その他健康管理業務に従事する者は、当該業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。当該業務に従事しなくなった後も、また、同様とする。

(報告)

第31条 教育委員会は、校長に対して、学校における教職員の安全衛生管理について必要な報告を求めることができる。

(補則)

第32条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月19日提出

水戸市教育委員会教育長 志 田 晴 美

## 水戸市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

水戸市学校運営協議会規則（平成31年水戸市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項を次のように改める。

対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について、基本的な方針を作成し、学校運営協議会の承認を得なければならない。

- (1) 教育目標及び学校経営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会又は対象学校の校長が必要と認める事項に関すること。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月19日提出

水戸市教育委員会教育長 志 田 晴 美

水戸市学校運営協議会規則新旧対照表

教育委員会総合教育研究所教育研究課

現行	改正（案）
<p>(学校の運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第11条 法第47条の5第4項に規定する教育委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 教育目標及び学校経営計画に関すること。</p> <p>(2) 教育課程の編成に関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会又は対象学校の校長が必要と認める事項に関すること。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(学校の運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第11条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について、基本的な方針を作成し、学校運営協議会の承認を得なければならない。</p> <p>(1) 教育目標及び学校経営計画に関すること。</p> <p>(2) 教育課程の編成に関すること。</p> <p>(3) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会又は対象学校の校長が必要と認める事項に関すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>付 則 （施行期日） この規則は、令和8年4月1日から施行する。</p>